

大学情報・機関調査研究集会 運営規定

趣旨

大学情報・機関調査研究集会（Meeting on Japanese Institutional Research, 以下 MJIR）は、日本の高等教育機関および研究機関の自律的運営と、その発展に寄与する機関調査（Institutional Research, 以下 IR）を推進・支援する研究集会である。

目的

以下に掲げる目的を達成するため、MJIR は全国の IR 従事者や関連分野の研究者による発表の場を定期的に設け、その論文集等を発行し広く公表する。

1. IR の事例紹介や研究発表を行い、日本における IR の推進及び高度化に寄与する。
2. IR 従事者や関連分野の研究者および教育者を対象とした人的交流の促進と、そのネットワークを形成する。

運営組織

MJIR の運営を担う組織は、運営幹事会と事務局からなる。運営幹事会の定員は 2～4 名で、運営幹事および事務局長から構成される。また、運営幹事会のもとに査読委員と編集委員がおかれる。これらの構成員を、本会の役員と呼び、各々の主な業務は以下の通りとする。

1. 運営幹事会は運営幹事と事務局長で構成され、MJIR 運営に関する以下の業務を行う。
 - (a) 運営幹事会は、MJIR を運営する上での意思決定を行う。
 - (b) 運営幹事は、各大学教育機関および関連学会への広報活動や、当該年度の研究集会の運営、関連する IR 推進活動の企画を行う。
 - (c) 運営幹事会代表幹事は、当該年度の MJIR の運営統括を行う。
2. 査読委員は、運営幹事会のもとで MJIR に投稿された研究発表について査読を行う。
3. 編集委員は、運営幹事会のもとで研究集会において発行される論文集の編集と出版を行う。
4. 事務局は、運営幹事会の支援や以下のような MJIR 運営に関する支援を行う。
 - (a) ウェブページの運営や運営幹事会および顧問との連絡など事務手続きを行う。
 - (b) 研究集会会場の確保等、継続的運営に資する工夫を行う。

役員任期

1. 運営幹事の任期は 2 年、過去の研究集会において 1 回以上参加もしくは発表したことがある者のうち、必要に応じて運営幹事会が適任者を選定する。
2. 運営幹事会代表幹事の任期は 1 年、運営幹事会から 1 名選出する。
3. 査読委員の任期は 1 年、研究集会のテーマに合わせて運営幹事会が必要に応じた人数を選定する。
4. 編集委員の任期は 3 年、運営幹事会が業務遂行上の適任者を必要に応じた人数を選定する。
5. 事務局長の任期は 3 年、運営幹事会が必要に応じ、業務遂行上の適任者 1 名を選定する。

運営幹事を除き再任が可能である。運営幹事の再任については 1 期（2 年）をあげれば可能とする。役員は、必要があれば任期途中でも運営幹事会および運営幹事会の審議・了承のもとで辞任および解任が可能である。また、役員への報酬および旅費の手当は無い。

顧問

本会の運営について、学術的および実践的な面からの助言を請うため、顧問をおくことができる。顧問の任期は 1 年（再任可）とし、運営幹事会が研究集会のテーマに応じて適切な専門家に依頼をする。運営幹事会は、研究集会の運営とそれに関連する諸活動について、顧問に適宜助言を請うことができる。顧問は他の委員や幹事との兼任はできない。

（平成 26 年 7 月 14 日 策定）

（平成 26 年 10 月 1 日より施行）